

農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行細則をここに公布する。

令和元年6月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第8号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(農業用ため池の届出)

第2条 法第4条第1項及び法附則第2条第1項の規定による届出は、農業用ため池届出書（様式第1号）を当該届出に係る農業用ため池の所在地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出して行わなければならない。

2 法第4条第2項及び法附則第2条第2項の規定による届出は、農業用ため池変更（廃止）届出書（様式第2号）を前項の局長に提出して行わなければならない。

(特定農業用ため池の指定の申出)

第3条 法第7条第4項の規定に基づく指定の申出は、特定農業用ため池指定申出書（様式第3号）を当該申出に係る農業用ため池の所在地を所管する局長に提出して行わなければならない。

(行為の制限に関する許可申請)

第4条 法第8条第1項の規定による許可の申請は、特定農業用ため池行為許可申請書（様式第4号）を当該申請に係る特定農業用ため池の所在地を所管する局長に提出して行わなければならない。

(防災工事に関する計画の届出)

第5条 法第9条第1項及び第3項の規定による届出は、特定農業用ため池防災工事計画届出書（様式第5号）を当該届出に係る特定農業用ため池の所在地を所管する局長に提出して行わなければならない。

(裁定の申請に関する異議の申出)

第6条 法第14条第1項第4号（法第17条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の異議の申出をしようとする者は、異議申出書（様式第6号）を当該異議の申出に係る特定農業用ため池の所在地を所管する局長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第7条 法第18条第4項の身分を示す証明書は、様式第7号によるものとする。

附 則

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

2 岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後							
別表第5 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び農政部長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）						別表第5 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び農政部長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）							
事 務	条 項	内 容	専決権者			備 考	事 務	条 項	内 容	専決権者			備 考
			副局長	部 長	セ ン ター 室 の 長					副局長	部 長	セ ン ター 室 の 長	

					長 等	く 室 の 長
[略]						
43	[略]	[略]				

					長 等	く 室 の 長		
[略]								
43	[略]	[略]						
43の2	農 業用ため 池の管理 及び保全 に関する 法律（平 成31年法 律第17号 ）の施行 に関する 事務	第4条 第1項 及び第 2項並 びに附 則第2 条	届出の 受理及 び催告 並びに 通知の 受理	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1 部長に あつては 、農林部 長に限る 。
		第4条 第3項	データ ベース の整備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3 センタ ー所長に あつては 、花巻農 林振興セ ンター所 長、一関 農林振興 センター 所長及び 二戸農林 振興セン ター所長 を除く。
		第4条 第4項	情報の 提供の 求め	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		第6条	勧告	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		第7条 第1項	指定	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		第7条 第2項 （同条 第5項 におい て準用 する場 合を含 む。）	意見の 聴取	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		第7条 第3項 （同条 第5項 におい	公示	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

て準用 する場 合を含 む。)					
第7条 第4項	指定の 申出の 受理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第7条 第5項	指定の 解除	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第8条 第1項 及び第 3項	行為の 許可又 は協議	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第9条 第1項 及び第 3項	計画の 受理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第9条 第2項	計画の 変更命 令	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第10条	命令	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第11条 第1項 及び第 2項	代執行	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第13条 第1項 、第14 条第1 項（第 17条第 2項に おいて 読み替 えて準 用する 場合を 含む。 ）及び 同条第	裁定の 申請及 び異議 の申出 の受理 並びに 公告及 び通知	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

		1項					
		第15条第1項、第16条第1項(第17条第4項において読み替えて用する場合を含む。)	裁定並びに通	○	○	○	○
		知及び					
		公告					
		第18条第1項、第2項及び第8項	報告徴収及び立入調査	○	○	○	○
		第18条第7項	損失の補償	○	○	○	○
44	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]						
	[略]						

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号(第2条関係)

農業用ため池届出書

年 月 日

広域振興局長 様

届出者 住 所

氏 名 ㊞

(法人又は法人でない団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者又は管理人の氏名)

電話番号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第1項(附則第2条第1項)の規定により、次のとおり届け出ます。

農業用ため池の名称	
-----------	--

注 別紙は、共有者がいる場合に提出してください。

(A4)

様式第2号(第2条関係)

農業用ため池変更(廃止)届出書

年 月 日

広域振興局長 様

届出者 住 所
氏 名 ⑩

〔法人又は法人でない団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者又は管理人の氏名〕

電話番号

農業用ため池に関する届出事項に変更が生じました(農業用ため池を廃止しました)ので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第2項(附則第2条第2項)の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 農業用ため池の名称
 - 2 農業用ため池の所在地
 - 3 変更(廃止)年月日
 - 4 変更の内容
 - 5 変更(廃止)の理由
 - 6 廃止後のため池及び敷地の利用計画
- 注1 廃止の場合は、「4 変更の内容」は記載を要しません。
 2 変更の場合は、「6 廃止後のため池及び敷地の利用計画」は記載を要しません。
 3 次の書類を添付してください。ただし、届出時に提出した内容と同一の内容であるときは、添付を省略することができます。
- (1) 所有者又は管理者が法人である場合には、法人の定款又は寄附行為の写し
 - (2) 管理者が法人でない団体である場合には、団体の規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

(3) その他参考となるべき書類

(A4)

様式第3号(第3条関係)

特定農業用ため池指定申出書

年 月 日

広域振興局長 様

申出者 住 所

氏 名

㊞

〔法人又は法人でない団体にあつては〕
、主たる事務所の所在地及び名称並
びに代表者又は管理人の氏名

下記の農業用ため池について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条第1項に規定する要件に該当し、特定農業用ため池として指定する必要があると思料しますので、同条第4項の規定に基づき申し出ます。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 申出の理由
- 4 申出者の利害関係の内容

(A4)

様式第4号(第4条関係)

特定農業用ため池行為許可申請書

年 月 日

広域振興局長 様

申請者 住 所

氏 名

㊞

〔法人又は法人でない団体にあつては〕
、主たる事務所の所在地及び名称並
びに代表者又は管理人の氏名

電話番号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第8条第1項の規定により、下記の行為について許可を申請します。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 行為の内容及び施行方法
- 4 行為の着手予定年月日
- 5 行為の完了予定年月日
- 6 その他必要な事項

備考1 「3 行為の内容及び施行方法」には、行為の計画の概要を記載し、記述の末尾に「(計画の詳細は、別様の計画説明書、計画図等による。)」と記載し、当該計画説明書、計画図等を添付してください。

2 「6 その他必要な事項」には、当該行為を行うことについて、森林法、地すべり等防止法、河川法、砂防法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載してください。

様式第5号(第5条関係)

特定農業用ため池防災工事計画届出書

年 月 日

広域振興局長 様

届出者 住 所

氏 名 ㊟

〔法人又は法人でない団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者又は管理人の氏名〕

電話番号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第9条第1項(第3項)の規定により、下記のとおり防災工事に関する計画について、届け出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 防災工事の種類
老朽化対策 ・ 豪雨対策 ・ 耐震化対策 ・ 廃止 ・ その他
- 4 防災工事の内容及び施行方法
- 5 防災工事の着工(予定)年月日
- 6 防災工事の完了予定年月日
- 7 その他必要な事項

備考1 「3 防災工事の種類」は、該当するものを○で囲んでください。

2 「4 防災工事の内容及び施行方法」には、工事の計画の概要を記載し、記述の末尾に「(計画の詳細は、別様の計画説明書、計画図等による。)」と記載し、当該計画説明書、計画図等を添付してください。

3 「7 その他必要な事項」には、当該行為を行うことについて、森林法、地すべり等防止法、河川法、砂防法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載してください。

4 次の書類を添付してください。ただし、既に提出した書類と同一の内容であるときは、添付を省略することができます。

- (1) 所有者又は管理者が法人である場合には、法人の定款又は寄附行為の写し
- (2) 管理者が法人でない団体である場合には、団体の規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- (3) 当該特定農業用ため池の位置図、平面図及び構造図
- (4) その他参考となるべき書類

様式第6号(第6条関係)

異議申出書

年 月 日

広域振興局長 様

申出者 住 所

氏 名 ㊟

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日付けで公告（通知）のあった 市(町)(村)長による申請について、下記のとおり異議を申し出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 申出者による特定農業用ため池の管理の状況
- 4 申出の趣旨及びその理由
- 5 その他参考となるべき事項

注 申出者の所有権を証する書類を添付してください。

(A4)

様式第7号（第7条関係）

(表)

6 センチ メートル	第 号	身 分 証 明 書
	3 センチ メートル	所 属 氏 名 生年月日
	2.4センチメートル	上記の者は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第18条の規定により、農業用ため池及び他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をする者であることを証する。
		有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
		広域振興局長 氏 名 印
		9センチメートル

(裏)

農業用ため池の管理及び保全に関する法律抜粋
(報告徴収及び立入調査)

第18条 都道府県知事は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、農業用ため池の所有者等に対しその管理の状況に関する報告を求め、又は当該職員若しくはその委任した者に当該農業用ため池に立ち入らせ、測量若しくは調査を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前項に定めるもののほか、第7条第1項の規定による指定その他の処分をするため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、当該職員又はその委任した者に立ち入らせることができる。

3 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第1項又は第2項の規定により立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

- 5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第2項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。
- 6 第1項又は第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 7 都道府県は、第2項の規定による立入りによって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
。
- 8 都道府県知事は、第1項又は第2項の規定による立入りについて必要があると認めるときは、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。